

## 55. 相続定期預金

(取扱期間 2022 年 4 月 1 日～ 2023 年 3 月 31 日)

(2022 年 4 月 1 日現在)

1. 商品名と概要	<p>相続定期預金</p> <p>相続資金の「受け皿商品」として、相続により取得した資金からの新規預入による定期預金を、初回満期日まで上乗せ金利でお預かりいたします。</p>
2. ご利用いただける方	<p>相続金受取 1 年以内に、相続により取得した資産をお預け入れいただける個人の方</p> <p>* 当金庫以外でお手続きされた相続金も対象とします。</p> <p>* 相続金受取 1 年以内であれば、複数回の預け入れも可能です。</p>
3. 預金種類	スーパー定期、大口定期預金
4. 期 間	1 年
5. お預け入れ方法	
(1) お預け入れ方法	<p>一括してお預け入れいただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>店頭のみのお取扱いとなります。</li> <li>* ダイレクトバンキングおよびATMによるお取扱いはできません。</li> </ul>
(2) お預け入れ金額	<ul style="list-style-type: none"> <li>スーパー定期・・・300 万円以上 1,000 万円未満</li> <li>大口定期・・・1,000 万円以上</li> </ul>
(3) お預け入れ単位	300 万円以上 1 円単位
(4) 発行媒体	証書
6. お持ちいただくもの	<p>ご本人様確認資料・お届け印のほか、以下のいずれかの資料をお持ちください。なお、当庫で相続手続きをされた方は、以下の確認書類は不要です。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>遺産分割協議書の写し</li> <li>金融機関に提出した相続手続依頼書等の写し</li> <li>遺言書（公正証書遺言書または自書署名遺言で検認済のもの）の写し</li> <li>戸籍謄本、被相続人の除籍謄本の写し</li> <li>会葬礼状等、相続が発生したことを確認できる書類</li> <li>相続預金を受け取った通帳</li> <li>被相続人名義の解約済通帳または計算書の写し</li> </ul>
7. 払い戻し方法	満期日以後に元金とお利息を一括して払い戻しいたします。
8. 満期時の取扱い	<p>元金利息自動継続方式または元金自動継続方式のみのお取扱いとなります。満期後はお預入れ金額に応じて「スーパー定期（単利）」または「大口定期」としてお預かりし、店頭表示金利を適用いたします。</p> <p>* 期日指定、非自動継続のお取扱いはいたしておりません。</p>
9. 利息	
(1) 適用金利	お預け入れ時のスーパー定期の店頭表示の利率に 0.20% 上乗せした利率を初回満期日まで適用します。
(2) 利払い方法	満期日以後に一括して利払いいたします。
(3) 計算方法	付利単位を 1 円とし、1 年を 365 日とする日割計算を行います。

〔商品概要説明書〕

10. 税金	<p>20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%・地方税 5%）</p> <p>＊ 復興特別所得税が付加されることにより、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間、20.315%の源泉分離課税（国税 15.315%、地方税 5%）となります。</p> <p>＊ マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）がご利用できます。なお、マル優ご利用の場合は非課税となります。</p>
11. 手数料	<p>————</p>
12. 付加できる特約条項	<p>マル優の取扱いができます。</p>
13. 満期日前解約（中途解約）の取り扱い	<p>スーパー定期の満期日前解約（中途解約時）の取扱いに準じます。</p>
14. 預金保険制度	<p>この預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内（1預金者あたり当金庫での全額保護の預金商品以外の預金総額のうち、元本1,000万円までとその利息）で保護されます。</p>
15. 商品に関するお問い合わせ	<p>フリーダイヤル：0120-1919-62</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
16. 苦情処理措置（ろうきんへの相談）	<p>ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。</p> <p>【窓口：東北労働金庫 お客様相談窓口】0120-1915-62</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p> <p>なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。</p> <p>ホームページアドレス <a href="https://www.tohoku-rokin.or.jp">https:// www.tohoku-rokin.or.jp</a></p>
17. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決を相談したい場合）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</li> <li>・また、お客さまから、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。</li> </ul> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談窓口またはろうきん相談所にお問い合わせください。</p> <p>【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】0120-177-288</p> <p>受付時間 平日 午前9時～午後5時</p>
18. その他参考となる事項	<p>一部払戻しはお取り扱いできません。</p>